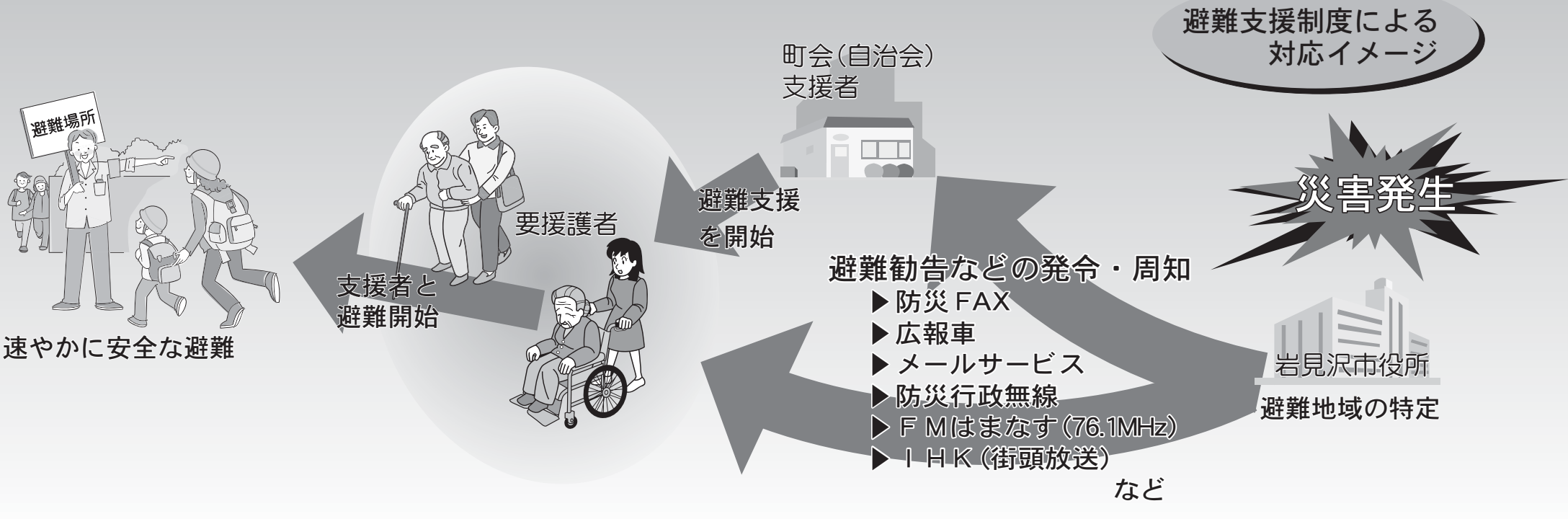


災害時に手助けが必要な人を地域で支える

災害時要援護者避難支援制度

市は、風水害や地震などの災害の発生時に、一人で避難できない高齢者や障がい者以下「要援護者」が、安全に避難をするための仕組みとして、「災害時要援護者避難支援制度」を開始します。
この制度は、町会（自治会）等の地域の皆さんの協力をいただき、災害時に、家族などの支援が受けられない、または、家族の支援だけでは避難することができない在宅の要援護者の安否確認や適切かつ速やかな避難を目的としています。

避難支援制度による対応イメージ



地域の皆さんの協力が必要です

災害が発生し避難する際に、寝たきりや認知症の高齢者をはじめ、目や肢体が不自由な方など、要援護者の方々はどうしても自力での避難が困難で、適正な避難行動が取れない状況になります。

このような方々の支援活動を市や消防、警察などだけで速やかに行うには限界があります。発生する災害の規模が大ききほど、電話が不通になってしまい救援の要請ができない

- 道路の被害による交通マヒで現場に行けない
 - 救助に必要な機材が不足してしまう
 - 公的機関の関係者も被災している
- といったことが想定され、支援が遅れることで、避難が間に合わなかった方々が災害に巻き込まれてしまいます。しかし、近隣にお住まいの皆さんの協力を得ることで、より多くの支援が必要な方々を助けることができます。

地域の皆さんへのお願い

災害の発生時には、支援者となる地域の皆さんも被災者である可能性があるため、できる範囲

困での支援をお願いするものです。まずは、自身と家族の安全を確保してください。

- 日ごろから・・・
- あいさつなどの声かけ
- 要援護者に応じた避難方法の確認
- 不在時の災害発生に備えて、支援者同士で情報を共有

災害時には・・・

- 安否確認
- 要援護者にわかるように、災害についての情報を伝える
- 避難場所への付き添いや介助

町会の皆さんへ

この制度は、地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害者を減らすことが目的です。災害時だけでなく、日頃からお互いに助け合う地域づくりにご理解とご協力をお願いします。また、制度の詳細を知りたい、支援活動の検討をしている町会がありましたら、お問い合わせください。

問合せ先 市住民自治・安全安心推進室

災害時に支援が必要な方は登録を

【対象となる方】

▽災害時の避難で家族の支援が受けられない、または、家族の支援だけでは避難できない在宅の方で、次に該当する方

- ・ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 介護保険法に規定する要介護3以上
- ・ 身体障害者手帳1・2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ・ 障害者自立支援法に規定する障害程度区分1以上
- ・ 緊急通報システムの設置世帯
- ・ その他、市が避難支援が必要と判断する方

【登録方法】

▽4月25日(水)から、随時受付。登録申請書に必要事項を記入し、持参または郵送。代理人による申請も可
登録申請書の入手先と提出先

市福祉課、北村・栗沢両支所の総務課、各出張所

郵送の場合は、〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所福祉課福祉係

申請書は市のホームページからも入手できます。提供する個人情報

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、支援を必要とする種別、その他必要事項

登録すると、市の関係部局や町会などに個人情報提供されません。なお、避難支援以外の目的で使用されることはありません。

この制度による避難支援は、任意の協力により行われるものであり、支援者の不在や災害発生時には支援者の多くも被災している可能性があり、支援できない場合も考えられます。登録することで支援が必ず保証されるものではないことをご理解願います。また、支援する方が、法的な責任や義務を負うものではありません。